

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

vol. 26

平成11年12月13日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
平成11年12月13日

各都道府県介護保険担当課（室）長 殿

厚生省老人保健福祉局
介護保険制度施行準備室長

臨時特例交付金の交付基準（案）等の一部訂正について

平成11年12月10日付けで送付しました「臨時特例交付金の交付基準（案）」及び平成11年11月29日の全国会議資料「第1号保険料の軽減措置等について」について、下記の点に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。（下線部が変更点）

記

○臨時特例交付金の交付基準（案）

4～5頁 イ）介護療養型医療施設 <算定式>

誤：（当該保険者の介護療養型医療施設入所者見込数（3年間平均）－当該保険者の第1号被保険者見込数（3年間平均） ×療養型平均入所者割合） × 150,000

↓

正：（当該保険者の介護療養型医療施設入所者見込数（3年間平均）－当該保険者の第1号被保険者見込数（3年間平均） ×療養型平均入所者割合 ×1.5） × 150,000

誤：（当該保険者の介護療養型医療施設入所者見込数（3年間平均）－当該保険者の第1号被保険者見込数（3年間平均） ×療養型平均入所者割合） × 290,000

↓

正：(当該保険者の介護療養型医療施設入所者見込数(3年間平均)－当該保険者の第1号被保険者見込数(3年間平均) ×療養型平均入所者割合 × 1.5) × 290,000

6頁 2. 準備経費 (3) 交付基準額

誤：原則として、当該保険者の第1号被保険者見込数に応じて交付(一人当たり250円)

↓

正：原則として、当該保険者の 12年度第1号被保険者数に応じて交付(一人当たり250円)

○第1号保険料の軽減措置等について

2頁 「2. 臨時特例交付金関係今後のスケジュール」

誤：市町村出納長 → 正：市町村収入役